

様式第 7 号

意見公募手続実施結果

- 1 題名 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の改正について（案）
- 2 案の公表日 令和 6 年12月16日（意見提出期限：令和 7 年 1 月14日）
- 3 市民等からの意見数

計 2 人 5 件

(1) 郵 送	人	件
(2) F A X	人	件
(3) メ ー ル	2 人	5 件
(4) 直接提出	人	件

- 4 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等の概要	市の考え方（対応）
近隣住民の説明範囲の見直し 現状敷地境界から 300m となっている。300m の住民にお知らせしても 100m 程度、特に近所の住民が、盛土に対するではなく今回の計画や工事時期等について興味を示す程度であるため、300m 行う必要はないのではないか。	土砂等による土地の埋立て等の実施に当たっては、埋立て等区域における作業以外にも、土砂等を積載したトラックの通行など、ある程度広範な近隣住民の生活に影響を及ぼすことから、事業を許可するに当たっての事前協議においては、必要な手続であると考えております。
適用除外の追加 建築基準法や道路法 24 条 or32 条の許可を受けたものは適用除外であるが位置指定道路については適用除外となっていない。 位置指定道路は建築基準法 42 条 1 項 5 号であり建築基準法の許可を受けているため適用除外と出来ないか。	条例の適用範囲の見直しにつきまして、規制緩和により不法な事案の発生につながることをないよう、慎重な判断を要することから、今後の課題といたします。

「国登録ストックヤード」取扱い追加（市条例第7条第4項） 「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」改正（R7.4.1）と同様に追加 「国登録ストックヤード」を経由する土砂等である場合、当該登録ストックヤードの運営事業を行う「国登録ストックヤード運営事業者」が土砂等を発生させる者と解釈し、さらに、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所と解釈。	条例の改正につきましては、今回の改正後も、本市の盛土規制法の運用開始（令和8年4月1日予定）に合わせた改正を予定していることから、御指摘の件も含めて、検討してまいります。
条例適用除外の追加（市条例施行規則第2条第3項） 「国登録ストックヤード」における土の堆積	同上
「茨城県 MZ システム」（盛土規制法規制区域 MAP）へのデータ共有 水戸市の規制区域を「茨城県 MZ システム」へデータ共有	盛土規制法に関する御意見については、現在、同法の運用開始に向けて準備を進めているところですので、その中で、検討してまいります。

問合せ先 生活環境部廃棄物対策課
不法投棄対策室指導係
担当 小玉和哉，亀丸建吾
電話 029-350-8035